

北海道獣医師会雑誌編集規程

昭和42年4月1日 設 定
昭和63年1月22日 一部改正
平成 8年12月 9日 一部改正
平成17年 7月11日 一部改正

(刊行回数)

- 第1条 この会は、会長が編集発行人となり、毎月1回北海道獣医師会雑誌（以下「会誌」という。）を刊行する。
ただし、必要に応じて増刊することができる。

(目 的)

- 第2条 会誌は獣医学術の振興・普及、獣医事の向上と会員相互の研鑽に資し、もって、動物の福祉増進と獣医畜産、公衆衛生及びその学術に貢献することを目的とする。

(編集委員)

- 第3条 この会に、会誌の編集に関し、会長の諮問に応じるため、北海道獣医師会会誌編集委員（以下「委員」という。）若干名を置く。
2 委員は、会長がこれを委嘱し委員の任期は2年とする。
ただし、再選を妨げない。
3 補充委員の任期は、前任者の残存期間とする。

- 第4条 委員会に、委員長、副委員長を置く。必要により、常任委員若干名を置く。
2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
3 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を主宰し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これを代理する。
4 委員長は、寄稿原稿の採否を審査し、投稿内容に疑義あるときは、副委員長にはかり採否を決める。
5 委員は、自ら記事を執筆し、または、適任者に投稿を依頼することができる。
6 委員は、委員会を組織して審議答申する。

(委員会)

- 第5条 委員会は、毎年1回開催する。
ただし、会長または、委員長が必要と認めるときは、相互に協議の上、随時開催することができる。
2 委員会は、委員長が召集する。

第6条 編集発行人及び事務局長は、委員会に出席し、必要な意見を述べ、編集の資料を提供する。

(編集担当者)

第7条 編集発行の実務は、事務局長又は、常任編集委員がこれに当たる。

(編集方法及び投稿規程)

第8条 会誌内容編成などの編集方針及び投稿規程は、委員会の答申を理事会に諮って決定する。

(編 成)

第9条 会誌は、投稿若しくは、委嘱の原稿及び事務局の記事をもって編成する。

第10条 毎号の編集は、委員会において協議した方針に則り、編集発行人において発行する。

(発 行)

第11条 発行部数は、会員用、交換用及び保管用などを参酌し決定する。

(謝 礼)

第12条 掲載の論文並びに記事には、薄謝を呈することができる。

(広 告)

第13条 掲載すべき広告は、依頼に応じ、または委嘱して行う。
ただし、編集発行人において不適用と認めたものは、この限りでない。

2 広告欄の規模及び広告料の基準は、別に定める。

(規格外事項)

第14条 この規程に示されていない事項は、委員会の議を経て、会長がこれを決定する。

付 則

1. この規程の改正は平成8年12月9日から実施する。
2. 第3条2項の改正は平成17年7月11日から施行する。